

設計図書等に関する質問・回答書

令和 8 年 3 月 18 日

商号又は名称

代表者



工 事 番 号	8-市町維-12	
工 事 名	塩竈市営大日向住宅警報等機器監視警備業務委託	
番号	質問事項	回答事項
①	仕様書【業務期間】 ※印「それに準じて甲、乙協議の上業務委託料を変更することとする」に変更可能でしょうか？	可能
②	仕様書8(1)ハ セコムでは正常に機器が作動しているか 機器が故障検知する機能があるため月1回の保守点検は対応できません。「適宜点検を行うこと」に変更可能でしょうか？	可能
③	仕様書8(2) 「警報装置設置工事、電話回線不通のため」の部分「乙の責に帰すべき事由により」に変更可能でしょうか？また、巡回の回数に関しては「甲と乙が協議の上実施する」という内容に変更可能でしょうか？	可能
④	仕様書10 「後刻事故報告書を甲に提出」とありますが、異常発生時の現場対応後に現地に点検報告書提出することでよいのでしょうか？	不可 メール又はFAXで結果報告を弊社へ提出 お願いします。(書式は問わない)
⑤	仕様書12 削除は可能でしょうか？	不可 月次報告は必要とします。 メール又はFAX等で提出お願いします(書式は問わない)

令和 8 年 3 月 19 日

回答者
宮城県住宅供給公社 住宅管理部長
(公印省略)

※回答を閲覧に供するときは、質問者名を公表しないこと。